ニッパツグループ行動指針

2026 年 5 月 22 日

日本発条株式会社

代表取締役社長

上村和久

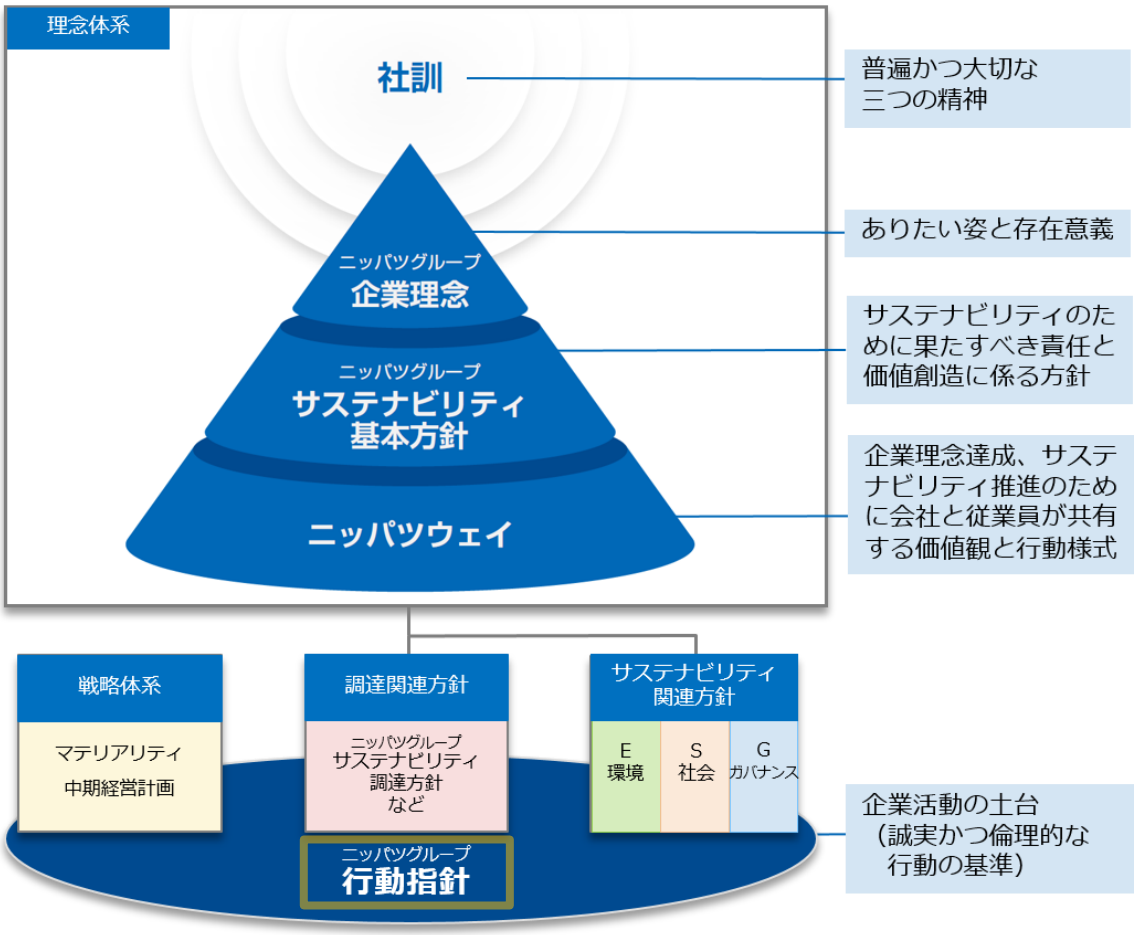
はじめに

ニッパツグループは、社訓のもと、企業理念に掲げるありたい姿の実現を目指し、サステナビリティ基本方針およびニッパツウェイに示す考え方・価値観・行動様式を、日々の企業活動の中で今後とも実践していきます。

日々の企業活動は、各種方針類を軸に推進しています。その企業活動を進めるうえで、すべての役員・従業員が共通して行動のよりどころとするのが「ニッパツグループ行動指針」です。

「ニッパツグループ行動指針」は、当社グループのあらゆる企業活動を支える土台として、倫理的かつ誠実な行動と、法令および国際的な規範の順守を基本に、日々の業務における判断と行動の基準を示す実務的な指針です。

私たち一人ひとりが、本指針を実践し、企業活動を通じて社会からの信頼に応え続けることが、企業理念の実現と持続的な企業価値の向上につながるものと信じています。



目　　次

１．持続可能で安全・安心な社会づくりに向けて取り組む
（1）地球環境保全活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・4
（2）商品の安全性と品質の追求・・・・・・・・・・・・・・4

２．人を大切にし、人が活躍する職場を実現する
（1）人権・多様性の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（2）健康で安全に働ける職場環境の実現・・・・・・・・・5
（3）自らの意思による労働の尊重・・・・・・・・・・・・5

３．誠実に業務に取り組む
（1）正確な記録と透明性の維持・・・・・・・・・・・・・5
（2）企業秘密および個人情報の適切な管理・・・・・・・6
（3）知的財産権の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（4）輸出入関係の法令順守・・・・・・・・・・・・・・・6
（5）違法行為・反社会的行為の禁止・・・・・・・・・・7
（6）迅速な相談・通報の徹底・・・・・・・・・・・・・・7

４．フェアに行動する
（1）競争法の順守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（2）公正で透明な調達活動・・・・・・・・・・・・・・・8
（3）腐敗防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（4）インサイダー取引の禁止・・・・・・・・・・・・・・8
（5）公私のけじめと利益相反行為の禁止・・・・・・・・9

１．持続可能で安全・安心な社会づくりに向けて取り組む

（１）地球環境保全活動の推進

私たちは、定められた法令やガイドラインを守ることはもちろん、自らの行動が地球環境に与える影響を意識し、地球温暖化対策や省資源、環境負荷物質の管理を適切に行います。

① 製造工程や物流プロセスで発生する廃棄物や排ガスなどの汚染物質を適切に日常管理する。
② ニッパツグループのすべての事業活動において、水や電気など資源使用量の削減とともに地球温暖化対策に取り組む。
③ 環境負荷物質を管理し、禁止物質を使用しない。

（２）商品の安全性と品質の追求

私たちは、商品の安全性と品質を追求し、お客様の期待と信頼に応え続けます。

① 持続可能な社会の実現に向けて、社会的に有用で安全な商品の開発・生産に取り組む。
② 商品の安全性や品質を確保した開発・生産を行い、関連法令や検査基準に適合し、お客様の要求に応える商品を提供する。

２．人を大切にし、人が活躍する職場を実現する

（１）人権・多様性の尊重

私たちは、人それぞれの価値観や信条を認め合い、自分だけでなく、職場の全員が生き生きと過ごせるよう、お互いを思いやり人権を尊重します。また、事業活動すべてに関わる基本的人権を尊重します。

① 国籍・人種・民族・信条・思想・性別・社会的身分・宗教・年齢・性的指向・性自認・心身の障がい・病気・出身地による差別はしない。
② いかなる場合でも、暴力や相手の嫌がる言動（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等）によって、個人の人格や尊厳を傷つける行為はしない。
③ 従業員の採用や処遇、商取引などあらゆる事業活動において不当な差別やハラスメント、その他の個人の尊厳を傷つける行為（就活ハラスメント、カスタマーハラスメント等）はしない。
④ 文化や生活習慣、歴史背景が自分の認識と大きく異なる場合でも、自分の良識やポリシーを一方的に押し付けない。
⑤ 世界の子どもたちの人権課題に関心をもつ。また、子どもの教育や健康的な成長

を妨げる可能性があることは一切行わず、地域社会に協力する。

（2）健康で安全に働ける職場環境の実現
私たちは、労働・安全衛生関係法令に従い、定められた法令や就業規則を守り、全員が安心して働ける職場環境づくりに努めます。

① 職場の一人ひとりが、働き過ぎにより心身の健康を害することがないよう、法令および社内の運用ルールに従って適切に労働時間や休暇・休日数を記録・管理し、労働と休息のバランスをとる。
② 法定の最低賃金、時間外労働に対する割増賃金などを順守し、適切な賃金を得る。また、その内容を給与明細により適時適切に確認できるようにする。
③ 従業員は、経営層と直接対話できる権利をもち、課題の解決に向けて相互に建設的なコミュニケーションをとるように努める。
④ 職場の定められたルールを守るとともに、創意工夫を通じて安全で衛生的な職場環境の維持・向上に努める。

（3）自らの意思による労働の尊重
私たちは、一人ひとりの意思に基づく雇用を大切にし、本人の意に反した不当な拘束や、いかなる形態の強制的な労働も認めず、誰もが自らの意思で健やかに働ける環境を維持します。

① 採用や雇用の過程で、暴行、脅迫、監禁その他精神、身体および行動の自由を不当に拘束する手段により、労働者本人の意思に反する雇用や労働を強制しない。
② ILO（国際労働機関）の条約、勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用しない。
③ 意思に反する雇用や労働を他者から強制されることはなく、適正な通知のもとで本人の意思に基づき離職できる権利と環境を有する。
④ 従業員の身分証明書、パスポート、労働許可証の原本等を預かる行為はしない。

3．誠実に業務に取り組む

（1）正確な記録と透明性の維持
私たちは、業務上収集した数値や事実を所定のデータベースに正しく記録し、公正かつ誠実に報告書にまとめ、適時に適切な関係者に報告・開示します。

① 日ごろから、材料や部品の調達、生産、物流、販売など、あらゆる企業活動の履歴を正しく記録し、適切に管理する。
② 商品やサービスに関する分析データや評価結果などについて、データ改ざん等の不正行為を行わない。
③ 設備や治工具など資産管理を正しく行い、帳簿上でも適正に記録する。

④ 業務上作成した文書や報告書類および証憑は、社内規程に従い適切に保管する。
⑤ 社内外の監査および調査に誠実に対応する。

（2）企業秘密および個人情報の適切な管理

私たちは、自社および他社の企業秘密を不正な手段で入手せず、契約や社内規程で定められた目的、条件以外に使用しません。

また、個人情報の入手、管理、利用は、国内外の法令及び社内規程に従って適切に行います。

① 在職中はもちろん退職後も、在職中に得た企業秘密を口外せず、第三者や個人的な活動のために利用しない。
② 自社の秘密情報や、他社から入手した秘密情報は、社内規程や他社と締結した取引基本契約の機密保持条項もしくは機密保持契約に基づき、適切に取り扱う。
③ 個人情報の入手、管理、利用は、国内外の法令及び社内規程に従ってその目的の範囲内のみ適切に行う。
④ お客様や取引先等からの情報を適切に管理するために、什器の施錠やパソコン本体およびパソコンのパスワード管理など、セキュリティ管理を適切に行う。

（3）知的財産権の保護

私たちは、特許法や商標法など、知的財産権を保護する法律を守って業務を進めます。

① 開発から事業化の各段階で他社の特許権を調べ、他社の権利を侵害するおそれのあるものを生産したり、自社の設備として使用したりしない。
② 開発した発明を公に発表する際は、他社に権利化や利用をされないように、知的財産の所管部署と確認し、適切な保護措置を予めとっておく。
③ 自社の秘密情報を公開しない。他社との契約で入手した相手方の秘密情報も同様に扱い、同意なしで特許出願しない。

（4）輸出入関係の法令順守

私たちは、商品等の貨物や技術の輸出にあたり、関連法令および社内ルールを順守し、適切に輸出管理を行います。また、商品等の輸出入にあたり、関連法令に基づき正しく通関申告を行います。

① 軍事目的へ転用されるおそれのある商品や技術の輸出は、原則行わない。
② 貨物や技術の輸出にあたっては、法令や社内ルールで定められている手続きに則り適切に実施する。
③ 所轄官庁からの輸出許可や承認が必要な貨物、技術は、これを取得する前に不法に輸出しない。
④ 輸出入申告に際しては該当する関税法などを十分に調べて、法に従い行動する。

⑤ 仕向け先国の法令に従い、必要に応じて商品への原産国表示を適切に行う。

（5）違法行為・反社会的行為の禁止

私たちは、違法行為・反社会的行為を行いません。暴力団などの反社会的勢力とは一切、関係を持ちません。

① 法令に従って行動することが一時的に会社の利益を損ねるように思える場合があったとしても、決して本質を見失うことなく、違法行為はしない。
② 反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、不当な要求には、決して個人や一部署では対処しない。
③ 反社会的勢力からの接触は、商取引に偽装して不当な要求をしてくることがあるため、相手に不審な点がある場合は、ただちに上司やコンプライアンス・ホットラインへ相談する。

（6）迅速な相談・通報の徹底

私たちは、自分自身または他人の行動について、品質・安全面に関する問題あるいは倫理・法令上の問題がないか不安に感じた場合や、職場で違法行為または倫理に反する行動に気づいた場合には、これを見過ごすことなく、速やかに相談・通報し、誠実に業務を遂行します。

① 悪い情報こそ迅速な報告を行う原則（BNF：Bad News First / Fast）に沿って、品質・安全を含む業務上の問題について、発見時あるいはその兆しに気づいた場合には、速やかに職場の上司に報告・相談する。
② 違法行為や倫理・法令に反する行動、またはそのおそれに気づいた場合には、速やかに職場の上司または内部通報窓口であるコンプライアンス・ホットラインに相談・通報する。
③ 当社グループは、職場の上司やコンプライアンス・ホットラインに寄せられたすべての相談・通報を真摯に受け止め、適切に、かつ機密性を確保した上で調査を実施する。また、通報者および調査に関与した者に対するいかなる報復行為や不利益な扱いも認めない。

4．フェアに行動する

（1）競争法の順守

私たちは、国内外の競争法を理解し、公正で自由な競争を阻害する行為は行いません。競争法は、価格や取引条件、取引先との関係など、日々の業務に密接に関係していることを認識し、常に公正かつ誠実に行動します。

① 各国の競争法・ガイドラインを順守し、競争法で禁じられているカルテル行為その他の違反行為を行わない。また、そのリスクを高める、競合他社との接触はし

ない。

② 正当な理由により競合他社と接触が必要な場合は、社内に定める必要な手続きに従う。

③ 業務の中で、競争法に抵触するおそれがある場合や、判断に迷う場合は、独断で対応せず、上司や関係部署、またはコンプライアンス・ホットラインに相談する。

（2）公正で透明な調達活動

私たちは、企業としての信頼を大切にし、共存共栄の精神のもと、公正で透明な調達活動を実施します。

① 仕入先とは、国籍や企業規模等にとらわれず、対等なパートナーとして公正かつ透明な取引を行う。

② 仕入先との取引では、不公正な条件を提示し取引を不当に継続する行為、優越的な立場を利用した受領拒否や不当な返品、買い叩き行為等、法令違反となる行為はしない。

③ 調達活動にあたり、仕入先とは相互の課題や困りごとを共有し、協力して課題解決に取り組む。

（3）腐敗防止

私たちは、接待、贈答の授受に関して、公的機関への贈収賄行為はもちろん、民間企業に対しても、法令や倫理道徳および一般の商習慣を逸脱した行為はしません。

① いかなる目的であれ、社会常識を超える過剰な接待や贈答は行わない。また受けない。

② 一般的な商習慣を超え、不適切な影響を及ぼすおそれのある接待や贈答は、金額を問わず行わない。

③ 公的機関、およびその職員に対する接待、贈答は、公務員との取引に適用される法令や規則、会社のルールに従って行う。

（4）インサイダー取引の禁止

私たちは、まだ公表されていない重要事実を知りながら株式等を売買するなどのインサイダー取引にあたる行動はしません。

① 自社もしくは他社の株価に影響を与える重要事実を知った場合、公表前にはその会社の株式を売買しない。

② そのような重要事実を、家族や近しい人々を含め、誰にも口外しない。

（５）公私のけじめと利益相反行為の禁止

私たちは、公私のけじめをつけ、職場の風紀を乱しません。

また、業務遂行にあたり会社と利益が対立する行動をとりません。

① 会社のお金で私物を買うなど私的な利益を図るような違法行為はしない。

② 会社の資産（商品、生産設備、什器、社有車、備品、情報等有形無形の資産）を私的に流用するなど、業務目的以外に使用しない。

③ 会社から与えられたメールアドレスやスマートフォンなどの携帯端末を業務目的以外で使用しない。

④ 会社での地位や職務上の権限を不正に利用するなどして、自分のため、また関係する第三者の利益のために、会社の利益と対立するような行為、またはその疑いのある行為をしない。

以上